

畜産経営における中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法
に基づく税制優遇措置等の活用について

平成 31 年 4 月
公益社団法人中央畜産会

1. 「中小企業等経営強化法」(平成 11 年法律第 18 号) では平成 28 年度から生産性向上を図る中小企業者等（農林漁業者を含む。以下同じ）が機械・設備等を設置した場合に、固定資産税や法人税・所得税等の特例措置が講じられてきましたが、固定資産税の特例については平成 30 年度末で廃止されました。しかし、平成 31 年度税制改正で、法人税・所得税の特例措置等は平成 32 年度末まで 2 年間延長されています。
2. 一方、平成 30 年 6 月に施行された「生産性向上特別措置法」(平成 30 年法律第 25 号) では、固定資産税がゼロ～2 分の 1 に軽減される優遇措置等がスタートしております。

畜産経営ではクラスター事業等で機械・設備等の導入が進展しており、この二つの制度を有効活用することは経営面でも極めて有益ですので、畜産経営及び関係者の皆様は制度を十分にご理解頂き、以下の点にご留意の上活用頂ければと思います。

【制度の概要】

(1) 中小企業等経営強化法

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき国（農業者の場合は地方農政局等）から「経営力向上計画」の認定を受けて一定の設備を新規に取得した場合に、固定資産税及び法人税・所得税、金融支援の優遇措置が受けられる制度で、その概要是下図のとおりです。

固定資産税の特例	法人税・所得税の特例	金融支援措置
固定資産税が 2 分の 1 (3 年間) に軽減	次のいずれかを選択適用 ・設備の即時償却 または ・取得額の 10% の税額控除 (資本金 3,000 万円超 1 億円 以下の法人は 7%)	・日本政策金融公庫や商工中金 の低利融資 ・信用保証協会による信用保証 枠の拡大など
平成 30 年度で廃止	平成 32 年度まで延長	

(2) 生産性向上特別措置法

中小企業者等が生産性向上特別措置法に基づき市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けて当該先端設備を新規に取得した場合に、固定資産税の特例や民間金融機関の融資に対する信用保証の支援等が受けられる制度で、その概要は下図のとおりです。

固定資産税の特例	金融支援措置	予算支援
固定資産税がゼロ～ 2分の1（3年間）に 軽減…（注）	民間金機関からの融資 を受ける場合、信用保証 協会による追加保証	一部補助金の優先採択 及び補助率の嵩上げ
平成32年度まで	平成33年度まで	平成33年度まで

（注）平成31年2月末現在、先端設備等導入に伴う固定資産税ゼロの措置を条例制定等により実現した自治体は1606であり、全国1741自治体の約92%が対象となっている。

(3) 対象の設備と要件

「中小企業等経営強化法」と「生産性向上特別措置法」の対象となる設備と要件は基本的に同一です。

<対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又 は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内

（注1）償却資産として課税されるものに限る

（注2）先端設備等導入計画の対象設備については、市町村が策定する「導入促進基本計画」を確認する必要がある。

（注3）販売開始時期とは、導入する機械設備のモデルの販売開始時期をいう。

<設備の要件>

要件①：一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外）

要件②：生産性の向上に資する指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）
が旧モデルと比較して年平均1パーセント以上向上している設備

(注) 要件①、②については、工業会（中央畜産会を含む）等から証明書を取得する必要があります。

「経営力向上計画」及び「先端設備等導入計画」を策定し、認定を受ける場合にはこの証明書を添付する必要があり、証明書の取得から税制等の適用を受けるまでの手続きは、【設備の取得時期と計画の申請手続き】のとおり。

(4) 「経営力向上計画」と「先端設備等導入計画」の主な記載内容について
＜経営力向上計画＞

① 計画期間・・3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を記載

② 現状認識・・自社の事業概要、顧客・市場の動向等、経営状況

③ 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

労働生産性 = (営業利益率 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数
又は労働者数 × 一人当たり年間就業時間) の現状と計画終了時の目標を記載

④ 経営力向上の内容・・具体的な取組の内容

⑤ 必要な資金の額とその調達方法

⑥ 経営力向上設備等の種類と利用を想定している支援措置

(注1) 事業分野別指針が定められている業種の場合は、当該指針に従って策定する必要がある。

(注2) 経営力向上計画は地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局に提出し、認定を受ける。

＜先端設備等導入計画＞

① 実施時期・・3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を記載

② 現状認識・・自社の事業概要、顧客・市場の動向等、経営状況

③ 先端設備等導入の内容(事業の内容と実施時期、先端設備の導入による効果)

④ 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

労働生産性 = (営業利益率 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数
又は労働者数 × 一人当たり年間就業時間) の現状と計画終了時の目標を記載
※ 労働生産性が年平均3%以上向上することが条件

⑤ 先端設備等の種類及び導入時期

⑥ 必要な資金の額とその調達方法

(注) 先端設備等導入計画は市町村に提出し認定を受ける。この場合「認定経営革新等支援機関」に労働生産性の目標が見込めるかの事前確認書の申請が必要。

※「認定経営革新等支援機関」とは、

税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に関する実務経験が一定レベル以上の個人、法人、支援機関等を中小企業等経営強化法に基づく認定機関。

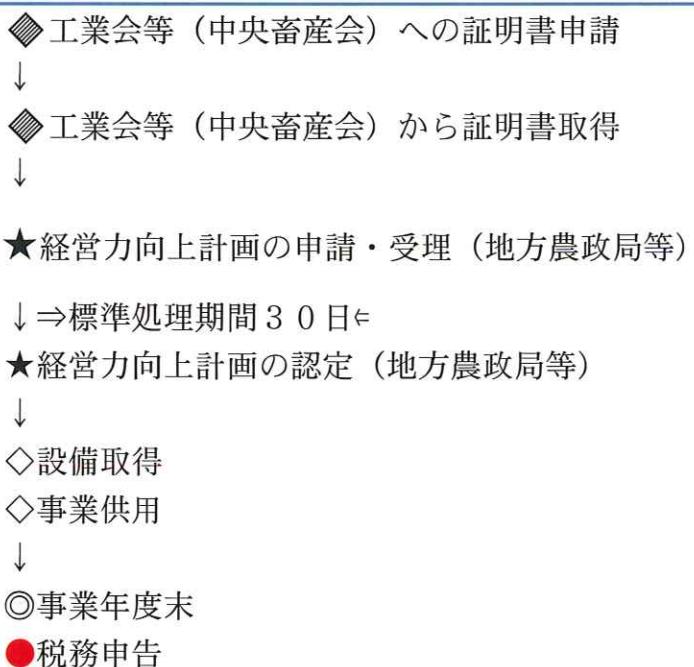
32,852機関（平成31年2月現在）が認定されており、大半が税理士、弁護士、公認会計士で、その他、一部金融機関等があるが、農協関係は一部の信用農業協同組合連合会が認定されている以外、単位農協は認定されていない。

【設備の取得時期と計画の申請手続き】

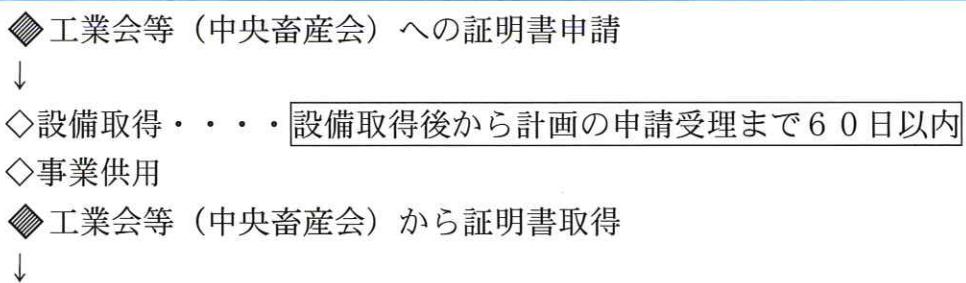
中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」と生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」は申請手続きが異なっておりますので、以下の申請フロー図を十分理解して、税制等の支援措置を受ける必要があります。

<経営力向上計画>

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得



【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



★経営力向上計画の申請・受理（地方農政局等）

↓⇒標準処理期間 30 日←

★経営力向上計画の認定（地方農政局等）

↓

◎事業年度末

●税務申告

(説明)

設備を取得後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

税制の適用を受けるためには、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各法人等の事業年度）内に認定を受ける必要があります。（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることは出来ません）

<先端設備等導入計画>

【原則】先端設備等導入計画の認定後に設備を取得することが必須。

◆工業会等（中央畜産会）への証明書申請

□ 経営革新等支援機関への事前確認書申請

↓

◆工業会等（中央畜産会）から証明書取得

□ 経営革新等支援機関への事前確認書取得

↓

★先端設備等導入計画の申請・受理（市町村）

↓⇒審査←

★先端設備等導入計画の認定（市町村）

↓

◇設備取得

↓

◎賦課期日（1月1日）

●税務申告

(説明)

先端設備は「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はなく、設備取得後に申請をしても認定を受けられません。

【例外】工業会等（中央畜産会）の証明書が申請までに間に合わない場合

- ◆ 工業会等（中央畜産会）への証明書申請
- 経営革新等支援機関への事前確認書申請
↓
□ 経営革新等支援機関への事前確認書取得
↓
- ★先端設備等導入計画の申請・受理（市町村）
↓
⇒審査
- ★先端設備等導入計画の認定（市町村）
↓
◇設備取得
↓
◆ 工業会等（中央畜産会）証明書取得
↓
★追加提出（誓約書・工業会等（中央畜産会）証明書）
↓
◎賦課期日（1月1日）
●税務申告

(説明)

- (1) 設備取得前に「先端設備等導入計画」の認定を受けることが必須ですが、計画の申請前に工業会等（中央畜産会）の証明書が取得できなかった場合でも認定後から賦課期日（1月1日）までに設備要件に該当している旨の誓約書と証明書を追加提出することで、固定資産税の3年間の特例を受けることができます。
- (2) また、農業者がリース事業で施設整備を行い、固定資産税もリース会社が負担している場合には、リース会社が本制度を活用し、その軽減分をリース料から減額することにより農業者に還元することができます。

【中小企業経営強化法及び生産性向上特別措置法における税制優遇措置等の活用に当たっての留意点について（まとめ）】

- (1) 中央畜産会においては、平成28年7月の中小企業等経営強化法に基づく機械・設備の生産性向上要件の証明書の発行を実施しており、これまでの証明書の

発行数は以下のとおりです。

平成28年度・・・・・・・・・・・99（平成28年8月以降）

平成29年度・・・・・・・・・・・375

平成30年度・・・・・・・・・・・325（平成30年3月現在）

- (2) この証明書は機械・設備ごとに発行しており、実際に制度の活用を行った畜産経営は約500余りとなっておりますが、今後も畜産クラスター事業等により機械設備の導入が進展する状況にあることから、畜産経営や関係者に本制度の周知徹底を一層進める必要があります。
- (3) 特に、経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置が平成30年度で終了となつたことから、引き続き法人税・所得税の特例措置が講じられている中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」と新たに固定資産税の特例措置が設けられた生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の2つの制度を有効に活用することが重要です。
- (4) これら2つの制度を活用した場合の特例措置は、農林水産省の両制度を紹介した活用ガイドでは、以下の事例が掲載しております。

例えば 3,000万円の機械装置を購入設置しようとした場合

（耐用年数10年、資本金3,000万円、税額控除額は取得価額の10%又は法人税額の20%のいずれか低い額とする）

①10%の税額控除により

⇒最大300万円を法人税から控除・・中小企業等経営強化法

②固定資産税の軽減により（3年間、ゼロの場合）

⇒3年間で91万2千円の減税効果・・生産性向上特別措置法

※赤字の企業もご利用いただけます。

391.2万円
の減税

- ・固定資産税の減税効果は設備の取得価額・耐用年数により変動します。
 - ・固定資産税の税額は市町村で異なりますので対象の機械装置等を導入する予定の市町村にご確認ください。
- (5) これまでの中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」は、設備取得後の60日以内の計画の申請・受理を認める特例があつたため、農業者の申請が設備取得後に行われたケースが相当部分を占めて来た実態にあり、これまで同様に設備取得後に計画の申請を行う場合には、生産性向上特別措置法の固定

資産税の特例措置は受けられなくなります。

- (6) このため、今後は畜産クラスター事業等の補助事業で機械設備等を導入する場合に、両制度を有効に活用するには、中小企業経営強化法に基づく経営力向上計画の策定と生産性向上特別措置法の先端設備導入計画の策定を同時並行的に検討を行い、設備取得前に地方農政局等と市町村にそれぞれの計画を申請する必要があります。この点を畜産経営や機械設備メーカー等関係者が十分理解して頂いた上で対応する必要があります。
- (7) この場合、生産性向上特別措置法の先端設備導入計画は、税理士等の経営革新支援機関の確認書が必要となりますので、確定申告時に限らず、あらかじめ機械設備の導入の検討段階でご相談頂くとともに、「先端設備導入基本計画」を策定している市町村にも十分ご相談ください。
- (8) なお、中央畜産会では、経営力向上設備及び先端設備に係る生産性向上要件の証明書の発行は、計画の申請に間に合うよう速やかに発行する予定ですので、ご相談ください。

(注) 本資料は、中小企業庁及び農林水産省のホームページ等から参照していますが、図表等については簡素化しています。詳細は、以下のホームページ等をご覧ください。

○中小企業庁 「経営強化法による支援」(経営力向上計画)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

○中小企業庁 「生産性向上特別措置法による支援」(先端設備等導入計画)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

○農林水産省 中小企業等経営強化法による支援

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html

問い合わせ先
経営支援部(支援・調査)
担当：前原
TEL : 03-6206-0843
FAX : 03-52897-0890
MAIL : shien@sec.lin.gr.jp